

社会への取り組み

● 人権の尊重

方針・考え方

当社グループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、「東京建物グループ 人権方針」を制定しています。本方針に基づき、強制労働や児童労働の禁止、人種・国籍・信条（宗教を含む）・性別・性的指向・年齢・社会的地位・出身または障がいの有無などに基づく差別やハラスメントの禁止など、当社グループの事業に関わるあらゆるステークホルダーの人権の尊重に関する取り組みを推進しています。

また、当社グループでは、本方針に基づく人権デュー・デリジェンスを通して、当社グループの事業における人権に関する課題の把握、課題がある場合の軽減や是正、人権に関する負の影響を受けた人がある場合の救済に取り組んでいます。

さらに、当社ウェブサイトにおいて本方針を公表することで、すべてのステークホルダーに対して、人権尊重に関する取り組みを進めていただくよう期待を明確にお伝えしています。

▶ (サステナビリティレポート2026) 人権の尊重 P.54～58

体制

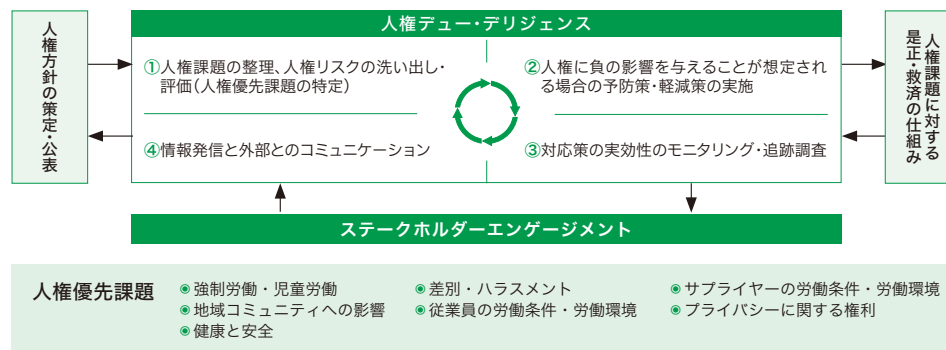
当社グループは、サステナビリティ委員会とその下部組織である人権分科会を中心に、外部専門家の継続的な支援を受けながら、関係部署やグループ会社とともに人権に関する取り組みを進めています。

サステナビリティ委員会では、人権方針などの策定、体制の整備、人権に関する指標・目標の設定、具体的な取り組みなどについて審議・協議するとともに、取り組み状況や目標の進捗・達成状況のモニタリングおよび評価を行っています。人権分科会では、人事部と経営企画部が事務局を務め、必要に応じて関係部署やグループ会社を招集し、人権方針や人権デュー・デリジェンスに基づく取り組みの推進のための協議やその進捗状況の共有などを行っています。2025年度においては、当社グループのサプライチェーンにおける人権尊重に関する事項や海外での新規プロジェクト参画時の人権に関するアセスメントなどについて協議しました。なお、委員会での審議および報告事項のうち重要事項については取締役会へ付議または報告され、取締役会は人権に関する取り組みの推進を監督しています。

▶ P.45 サステナビリティ推進体制

人権デュー・デリジェンス

当社グループでは、「東京建物 グループ人権方針」に基づく人権デュー・デリジェンスに取り組んでいます。なお、人権デュー・デリジェンスのプロセスは以下のとおりです。



人権への取り組み

ステークホルダーとの対話

当社グループは、人権に関する外部の専門家からのアドバイスなどを踏まえ、ステークホルダーとの対話にも積極的に取り組んでいます。

- 当社従業員：コンプライアンスアンケートや人事部による定期面談などを通じた対話
- 当社グループの外国人労働者（外国人技能実習生・特定技能）：人権課題の把握、面談を目的とした対話
- 建設会社や建物管理会社を含むサプライヤー：アンケートやそれに対するフィードバック面談を通じた対話
- 地域社会や周辺住民：不動産の開発にあたっての説明や運営にあたっての交流などを通じた対話

役職員への啓発の取り組み

当社グループでは、人権尊重の取り組みにおいては、役職員の人権に関する意識の向上が重要であると認識し、すべての役職員を対象に人権に関する研修などを継続的に実施しています。

なお、不動産業界においては、事業の特性上、同和問題などの土地に関連する人権課題が存在することから、その正しい理解と適切な対応を学ぶ研修を継続的に実施しており、人権侵害につながる事態の未然防止に努めています。

建設・不動産業界における取り組みへの参画

当社は建設・不動産企業9社による「人権デュー・デリジェンス推進協議会」に参加しています。

本協議会では、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」が企業に求める「他者の人権を侵害することを回避し、関与する人権への負の影響を防止・軽減・是正する措置を講じる」責任を果たすため、人権への影響の特定や対処法などに関する調査・研究を行っています。

社会への取り組み

● サプライチェーンマネジメント

方針・考え方

当社グループは、建設会社や建物管理会社をはじめとする、多くのサプライヤーと協働して事業を進めています。企業は自社においてはもちろん、サプライチェーン全体での人権の尊重や環境への配慮などを含むサステナブルな調達の実現が求められています。そのため、サプライヤーにおける環境や社会への影響を踏まえた、持続可能なサプライチェーンの構築に努めています。

▶ (サステナビリティレポート2026) サプライチェーンマネジメント P.59～61

体制

当社グループは、サステナビリティ委員会を中心に、サプライチェーンマネジメントに関する取り組みを推進しており、サステナブル調達基準の策定や見直し、重要なサプライヤーの特定をはじめとする、サプライチェーンマネジメントに関する重要な方針の審議および報告、それに基づく取り組み状況のモニタリングや評価を行っています。委員会での審議および報告事項のうち重要事項については、取締役会へ付議または報告され、取締役会はサプライチェーンマネジメント全般に関して監督しています。

なお、サプライチェーンマネジメントに関する取り組みについては、関係部署やグループ会社と連携しつつ、外部専門家の支援や同業他社との情報交換なども活用しながら、当社事業における重要なサプライヤーとの対話を通じて推進しています。

▶ P.45 サステナビリティ推進体制

新規海外プロジェクト参画時のリスクアセスメント

当社は海外におけるすべての新規プロジェクトを対象として、その参画時に日本とは異なる国ごとの人権リスクなどを確認しています。具体的には、人権リスクに関するチェックシートの運用などにより、事前にリスクの程度を確認しています。また、共同事業者と締結する共同事業者間協定にはサステナブル調達基準を盛り込むよう努めています。

サステナブル調達基準の運用

当社グループは、法令を遵守し、人権の尊重や労働安全衛生の確保、腐敗防止、環境保全などに配慮したサステナブルな調達の実現に向け、サプライチェーン全体で取り組みを推進するため、2021年5月に、当社グループの事業に係るすべてのサプライヤーを対象としたグループ共通の「サステナブル調達基準」を策定しました。2023年には「サステナブル調達基準ガイドライン」を策定して、当社ウェブサイトで開催しています。また、2023年以降、サプライヤーにおける本調達基準の理解・遵守および取り組みの状況把握を目的として、重要なサプライヤーを対象にアンケートを毎年実施しています。

	2023年度	2024年度	2025年度
対象範囲	建設会社	建設会社、建物管理会社など8業種	建設会社、建物管理会社など13業種
対象とした企業数	47社	166社	283社
回答回収数	45社	139社	223社

当社は、本調達基準の運用において、「取引金額」やサプライヤーが本調達基準に違反した場合の「当社のレピュテーションへの影響度」、当社との「取引の反復継続性」などを踏まえ、重要なサプライヤーを特定しています。また、特に重要なサプライヤーである建設会社の選定にあたっては、発注前の与信調査や、本調達基準への遵守の要請条項を盛り込んだ工事請負契約書の締結を必須の条件とすることで、サプライチェーン上のリスクの抑制に努めています。なお、サプライチェーンマネジメントのPDCAサイクルは以下のとおりです。

サプライチェーンマネジメントのPDCA

